

不適正表示一覧表

商品名	表示責任者	不適正表示の内容	食品表示基準違反条項	販売期間	販売数量
さんま丸干	株式会社 伴助	輸入品である「台湾産」及び「韓国産」の冷凍さんま並びに原産地が「岩手県産」及び「宮城県産」の冷凍さんまを使用して製造したものに、「さんま（北海道産）」と原料原産地名を表示	改正前の食品表示基準第3条第2項の表の「原料原産地名」の項及び改正後の食品表示基準第3条第2項の表の「原料原産地名」の項	少なくとも 平成27年11月～ 平成30年2月21 日	合計1,383,718尾
さんま開き			改正前の食品表示基準第3条第2項の表の「原料原産地名」の項及び第9条第1項第6号並びに改正後の食品表示基準第3条第2項の表の「原料原産地名」の項		
さんま味醂干					

○食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 〔略〕

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 〔略〕

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（立入検査等）

第八条 〔略〕

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～9 〔略〕

○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第43号）による
改正前の食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第三条

1 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<p>別表第十五に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）</p>	<p><u>原料原産地名</u></p>	<p>1 <u>別表第十五の1から22までに掲げるもの</u>にあつては、<u>原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>一 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>ハ 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>二 <u>輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。</u></p> <p>三～五 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、<u>それ以外の加工食品にあつては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</u></p>
---	----------------------	---

3 〔略〕

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

1～5 〔略〕

6 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような用語

7～13 〔略〕

2 〔略〕

別表第十五

1～14 〔略〕

15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）

16～26 〔略〕

○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第43号）による
改正後の食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第三条

1 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<p>輸入品以外の加工食品</p>	<p><u>原料原産地名</u></p>	<p>1 <u>対象原材料</u>（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の（6）に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、<u>原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 国産品にあつては国産である旨を、<u>輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、<u>国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</u></u></p> <p>（イ） 〔略〕</p> <p>（ロ） 〔略〕</p> <p>（ハ） 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>ロ <u>輸入された水産物にあつては、<u>原産国名に水域名を併記することができる。</u></u></p> <p>二～六 〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 <u>1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</u></p>
-------------------	----------------------	---

3 〔略〕

（経過措置）

第二条 この府令の施行日から平成三十四年三月三十一日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及

び業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第二章及び第三章並びに附則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第十五

1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（（5）の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、（6）のもちにあつては米穀、（8）の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、（9）のこんにやくにあつてはこんにやくいも（こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。）、（18）のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が五十パーセント以上であるもの

（1）～（14）〔略〕

（15）素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）

（16）～（22）〔略〕

2 農産物漬物

3 野菜冷凍食品

4 うなぎ加工品

5 かつお削りぶし

6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）